

特別支配株主の株式売渡請求公告後の株式譲受人は売買価格決定申立てができないとした最高裁決定

- 【文献種別】 決定／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 平成29年8月30日
【事件番号】 平成29年(許)第7号
【事件名】 売渡株式等の売買価格決定申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(マツヤ事件)
【裁判結果】 抗告棄却
【参照法令】 会社法179条1項・179条の4第1項1号・179条の8第1項、社債、株式等の振替に関する法律161条2項
【掲載誌】 民集71巻6号1000頁、裁時1683号1頁、判時2352号91頁、判タ1442号58頁、金判1526号8頁、金判1530号8頁、金法2080号74頁、資料版商事404号162頁

LEX/DB 文献番号 25448880

事実の概要

利害関係参加人Aは、本件対象会社である株式会社M(マツヤ、振替株式を発行)の株式を公開買付けにより取得して会社法(以下「法」)179条1項の特別支配株主となった。平成27年12月8日、Aは、M社に対し、同項の規定による株式売渡請求をしようとする旨及び株式売渡請求によりその有する株式を売り渡す株主(売渡株主)に対してその株式(売渡株式)の対価として交付する金銭の額(対価の額)、参加人が売渡株式を取得する日(本件取得日)を平成28年1月2日とすること等、法179条の2第1項各号に掲げる事項を通知した。平成27年12月8日、M社の取締役会において本件売渡請求を承認する旨の決議を行い、同日、その旨を公表し、法179条の4第1項1号及び社債、株式等の振替に関する法律161条2項に基づき、上記の承認をした旨、対価の額等、法179条の4第1項1号に定める事項について公告(本件公告)をした。Xは、同年12月28日、本件取得日において、M社の普通株式3,000株(本件株式)を保有しているとして長野地方裁判所に売買価格の決定を求める申立てをした。Xは、同月29日にM社の普通株式100株を、同月30日に同2,900株を取得した。

原々決定(長野地決平28・8・12金判1526号15頁)は、特別支配株主による株式売渡請求の通知に対して、対象会社による売渡請求の承認決議がされ、

その旨が公表されたのちに売渡株式を取得した株主は、不利益を被ることが決定されそのことを知りえた後にあえて株式を取得するものであり、法179条の8第1項の規定に基づく売買価格決定の申立適格を欠くとして、公表後に本件株式を取得したXは申立適格を欠き申立ては不適法であると却下し、Xが即時抗告した。原決定(東京高決平29・1・31金判1526号14頁)は、対象会社が売渡請求を承認した旨を通知又は公告し特別支配株主から売渡株主等に対して売渡請求がなされたとみなされた後に対象会社の株式等を取得した者は、特別支配株主との売買契約上の売主の立場に置かれたことを当然の前提として対象会社の株式等を譲り受けた者であるから、法は、このような者の経済的利益を確保するために価格決定の申立権を認める趣旨とは解しがたいとして、公告後に本件株式を取得した抗告人Xは申立適格を欠き申立ては不適法であるとして抗告を棄却し、Xが抗告した。

決定の要旨

抗告棄却。

「特別支配株主の株式売渡請求は、その株式売渡請求に係る株式を発行している対象会社が、株主総会の決議を経ることなく、これを承認し、その旨及び対価の額等を売渡株主に対し通知し又は公告すること(法179条の4第1項1号、社債、

株式等の振替に関する法律 161 条 2 項) により、個々の売渡株主の承諾を要しないで法律上当然に、特別支配株主と売渡株主との間に売渡株式についての売買契約が成立したのと同様の法律関係が生ずることになり (法 179 条の 4 第 3 項)、特別支配株主が株式売渡請求において定めた取得日に売渡株式の全部を取得するものである (法 179 条の 9 第 1 項)。法 179 条の 8 第 1 項が売買価格決定の申立ての制度を設けた趣旨は、上記の通知又は公告により、その時点における対象会社の株主が、その意思にかかわらず定められた対価の額で株式を売り渡すことになることから、そのような株主であって上記の対価の額に不服がある者に対し適正な対価を得る機会を与えることにありと解される。「通知又は公告により株式を売り渡すことになることが確定した後に売渡株式を譲り受けた者は、同項による保護の対象として想定されていない。」「したがって、上記の通知又は公告がされた後に売渡株式を譲り受けた者は、売買価格決定の申立てをすることができない。」「X は、本件公告後に本件株式を譲り受けた者であるから、売買価格決定の申立てをすることができない。」

判例の解説

一 本決定の意義

特別支配株主の株式売渡請求に係る株式売買価格の決定の申立てが認められる売渡株主等に関し、法文上 (会社 179 条の 8 第 1 項) は制限はない¹⁾。本決定は、対象会社による通知又は公告の後に売渡株式を譲り受けた者は売買価格決定の申立てをすることはできないと判示した。下級審の決定も分かれていたところ²⁾、この点につき判示した最高裁決定は公表されたものでは見当たらず、重要な意義を有する³⁾。

二 特別支配株主の株式等売渡請求

(平成 26 年会社法改正による創設)

1 制度創設の趣旨——株主総会決議不要の キャッシュ・アウト制度

株式会社の特別支配株主 (株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上又は定款で定めたこれを上回る割合を有する株主⁴⁾) は、当該株式会社 (対象会社) の株主及び新株予約権者の全員⁵⁾ に対し、その有する対象会社の株式及び新株予約権の全部を

当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる (会社 179 条 1 項 2 項)。対象会社から売渡株主等に対する通知又は公告がされると、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなされ (会社 179 条の 4)、売渡株主等の個別の承諾を要することなく、特別支配株主と売渡株主等の間に売渡株式等の売買契約が成立したのと同様の法律関係が生じ、特別支配株主が株式等売渡請求において定めた取得日に売渡株式等の全部を取得する (会社 179 条の 9 第 1 項)。株式等売渡請求の法的性質は、一種の形成権の行使であるとされる⁶⁾。

平成 26 年会社法改正の前は、全部取得条項付種類株式の取得によりキャッシュ・アウト (支配株主が、少数株主の有する株式の全部を少数株主の個別の承諾を得ることなく金銭を対価として取得し、少数株主を締め出すこと) が行われていた。しかし、合併・株式交換等 (会社 784 条 1 項・796 条 1 項) と異なり、買収者が対象会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有していても、対象会社の株主総会特別決議を要すること (会社 171 条・309 条 2 項 3 号。産業競争力 35 条が適用になる場合を除く。) から、完了までに長期間を要し時間的・手続的成本が大きいという指摘がされていた⁷⁾。特に公開買付けを第 1 段階とする 2 段階買収の場合、公開買付け完了後第 2 段階の株式取得対価の交付までに長期間を要すると公開買付けに応募しない株主が不安定な立場に置かれ、公開買付けの強圧性が高まるとの指摘もあった⁸⁾。そこで、対象会社の株主総会の決議を経ない機動的なキャッシュ・アウトを可能とするために平成 26 年改正で特別株主による株式等売渡請求の制度が創設された⁹⁾。全部取得条項付種類株式を用いる場合には対象会社が株式を強制取得するが、この制度では、少数株主 (売渡株主) の有する株式が特別支配株主に直接移転する¹⁰⁾。

2 手続の概要

特別支配株主による株式等売渡請求は、売渡株主等、当該株式等の対価として交付する金銭の額又はその算定方法、金銭の割当てに関する事項、取得日などを定めてしなければならない (会社 179 条の 2)。特別支配株主は、対象会社に対しこれらの事項を通知しその承認を受ける必要がある (会社 179 条の 3 第 1 項)。承認は取締役会設置会社においては取締役会の決議によらねばなら

ず（同条3項）、対象会社は承認をするか否かの決定の内容を特別支配会社に通知する（同条4項）。対象会社は、承認した場合取得日の20日前までに売渡株主等に対し通知又は公告をしなければならない（会社179条の4第1項2項）、通知又は公告がされると特別支配株主から売渡株主等に対し株式等売渡請求がされたものとみなされる（同条3項）。特別支配株主は取得日に売渡株式等の全部を取得する（会社179条の9第1項）。

売渡株主等は、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる（会社179条の8第1項）。非訟事件であるが、裁判所は申立人及び特別支配株主の陳述を聴かなければならない（会社868条3項、870条2項5号）。裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年6分の利息の支払義務（会社179条の8第2項）と価格決定前の支払制度（同条3項）がある。また、売渡株式等取得の差止め（会社179条の7）、売渡株式等取得の無効の訴え（会社846条の2）の制度がある。

三 売買価格決定の申立て（会社179条の8第1項）の認められる売渡株主

1 株主であるべき時点についての解釈

前述したように、条文上の限定はない。

(1) 対象会社による承認決議の公表時の株主

原々審は、対象会社の取締役会において承認決議がされて初めて売渡株式を保有する株主を保護する必要が生じるが、承認決議がされた旨の公表後に売渡株式を取得した株主は、不利益を被ることが決定されそのことを知りえた後にあえて株式を取得するものであり保護する必要がないとした。

(2) 対象会社が売渡請求を承認した旨を通知又は公告した時の株主

本決定は、株式価格決定の申立ての制度趣旨は、通知又は公告により個々の売渡株主の承諾を要せずして法律上当然に特別支配株主と売渡株主との間に売渡株式についての売買契約が成立したのと同様の法律関係が生じることから、その意思にかかわらず定められた対価の額で株式を売り渡すことになる通知又は公告の時点における対象会社の株主で対価の額に不服がある者に対し適正な対価を得る機会を与えることにあり、通知又は公告に

より株式を売り渡すことになることが確定した後に売渡株式を譲り受けた者は、保護の対象として想定されていないとする。原決定も同旨である。

(3) 取得日の20日前から取得日の前日までの間（申立期間）において株主の地位にある者

条文には限定がなくこのような解釈もなりたうる¹¹⁾。Xは、特別支配株主は取得日の前日までは対象会社の承諾を得て株式売渡請求を撤回できる（会社179条の6第1項）から、対象会社による通知又は継続保有による株価上昇に対する期待がないとは決めつけられず売買価格決定の申立ての制度により保護すべき利益がないともいえないと主張した¹²⁾。原審におけるXも、撤回との均衡上取得日の前日までに対象会社の株式を取得した者の申立権が認められるべきであると主張したが、原決定は、株式等売渡請求の撤回は売渡株主等の利益保護が必要な限定的な場面を想定したもので、かつ、対象会社の承認後は対象会社の承諾を得た限り撤回を許すものであるから、法が撤回の制度を設けていることと売買価格決定の申立権をどの範囲の株主等に認めるかとは関連性を有しないとしてこれを斥けた。

2 本決定の位置づけ

本決定のように対象会社の通知又は公告を基準とすることは妥当との意見がある¹³⁾。特別支配株主と売渡株主等との間に売買契約が成立したのと同様の法律関係が生じるのは、対象会社の承認決議の公表時ではなく、通知又は公告の時点である。株式価格決定申立てがその意思によらず特別支配株主に株式を売り渡すことになり価格の交渉等もできない株主を保護するための制度であるならば、通知又は公告により株式の売渡しが確定した後に売渡株式を譲り受けた者は、そのことを前提として譲り受ければよく保護に値しないという。なお、株式等売渡請求における売買価格決定の申立制度が做ったのは全部取得条項付種類株式の取得価格の申立て（会社172条1項）であるが¹⁴⁾、この場合、株主総会決議が必要とされその時点で株式の強制的な取得が確定する。その後に株主となった者の価格決定申立てにつき、学説上、保護に値せず申立適格を欠くとの見解が主張されている¹⁵⁾。この見解は、取得価格決定の申立制度が組織再編行為等における反対株主の株式買取請求制度と同じ機能を有するとの解釈を前提に、株主総会の決議成立後に取得した株式は当該反対株主

が不利益を被ると主張する行為の実行が決定された後に取得されたもので株式買取請求による保護を与える必要はないとの見解を背景とする¹⁶⁾。

ただし、全部取得条項付種類株式の取得価格申立てに係る下級審決定には株主総会決議成立後に株式をあえて取得した者は保護に値しないとしながら、申立適格がないとはせず、その申立てが「申立権の濫用と評価される場合もある」としたものがある¹⁷⁾。株式売渡請求の場合にも取得日の前日までの株主に申立適格は認め、通知又は公告後の取得者については権利濫用法理で解決する方向性もありうる¹⁸⁾が、原決定及び原々決定は、株式価格決定の申立適格がないとした。本決定は申立てをすることができないとしている¹⁹⁾。

四 本決定の射程

本決定は公告の事案である。公告の場合その後に売渡株式等を取得する者も株式等売渡請求の存在を知りえたと解する余地もあるが、通知の場合も同様に考えてよいかは別途検討を要するとの意見がある²⁰⁾。原々決定のように対象会社による承認とその公表を「知り得た」株主は申立適格を欠くとするのであれば通知と公告の違いが問題とはなりうる。しかし、本決定は通知又は公告による株式売渡しの確定を基準としており、通知と公告を区別してはいない。

相続による承継人は射程外となろう。通知又は公告の時点で株主であった者が、通知又は公告後に買い増した売渡株式についても売買価格決定の申立てをできるかは、本決定からは明らかではない²¹⁾。また、株式売渡請求に係る少数派株主の保護として価格決定の申立ての他に前述したように売渡株式取得の差止め、売渡株式の取得の無効の訴えの制度があるが、通知又は公告後の株式譲受人によるこれらの請求や訴えの可否について本決定は何らの判断も示してはいない。

本決定は、売渡新株予約権者による売買価格決定の申立適格についても妥当するとされる²²⁾。また、本決定からは、全部取得条項付種類株式の取得に係る株主総会決議後に株式を取得した株主は取得価格決定の申立適格を欠くという解釈が導かれるとされる²³⁾。さらに、株式買取請求に係る買取価格決定申立て（会社786条2項等）においても、権利濫用法理ではなく、本決定同様限定解釈により結論が導かれるという²⁴⁾。

●—注

- 1) 鳥山恭一「本件判批」法セ755号(2017年)111頁、辰巳郁「本件判批」金法2080号(2017年)48頁。ただし、「文言解釈」で本決定と同様の結論が導き出されるとの意見がある(弥永真生「本件判批」ジュリ1513号(2017年)2頁)。法179条の4第1項は、「売渡株主等」(1号)に対する通知又は公告(同条2項)を要求しており、通知の相手方となるべき者を「売渡株主等」と解すべきだとする。
- 2) 辰巳・前掲注1)48頁。申立適格を認めるもの(さいたま地決平29・1・25公判物未登載)もあったという。判タ1442号59頁参照。
- 3) 辰巳・前掲注1)47~48頁。
- 4) 厳密には、当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人(「特別支配株主完全子法人」)が有している場合における当該者をいう。
- 5) 当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。
- 6) 坂本三郎編著『一問一答 平成26年改正会社法〔第2版〕』(商事法務、2015年)254頁。
- 7) 坂本ほか・前掲注6)252頁。
- 8) 坂本ほか・前掲注6)252頁。
- 9) 坂本三郎ほか「平成26年改正会社法の解説(VII)」商事2047号(2014年)4~5頁。
- 10) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣、2017年)277頁。
- 11) 辰巳・前掲注1)48頁。
- 12) 前掲注2)に挙げた決定を引用している。
- 13) 辰巳・前掲注1)49頁。
- 14) 岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔IV〕」商事1978号(2012年)47頁。
- 15) 田中秀幸「判解」『最高裁判所判例解説民事編 平成22年度(下)』766~768頁注21。
- 16) 辰巳・前掲注1)48頁参照。
- 17) 東京高決平27・10・14金判1497号17頁(ジュピターテレコム事件抗告審)など。結論としては申立てが認められている。
- 18) ただし、年6分の利率の利息目的の制度の濫用のおそれに対しては仮払の制度が設けられている。
- 19) Xの株式取得日が申立てより後であれば、申立適格がない事案であろうが、詳細は不明である。
- 20) 辰巳・前掲注1)50頁。
- 21) 松尾健一「本件判批」法教447号(2017年)149頁。
- 22) 辰巳・前掲注1)50頁。
- 23) 鳥山恭一「キャッシュ・アウトにおける価格決定の申立権者の範囲」金判1526号(2017年)1頁、辰巳・前掲注1)50頁。
- 24) 大塚和成「本件判批」銀法821号(2017年)67頁。